

(3) その他給与に関する事項

技能労務職員等に適用する給料表について

適用給料表	給料表の構造
行政職給料表(2)を適用	国家公務員行政職給料表(2)に準拠

技能労務職員等に支給される手当の状況

ア. 特殊勤務手当について(平成19年4月1日現在)

特殊勤務手当数	なし		
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	左記職員に対する支給単価
支給規定なし			

イ. 国の制度と異なる手当について(平成19年4月1日現在)

手当名	国の制度と異なる手当の内容
通勤手当	国の通勤距離区分を細分化した距離区分により、通勤手当を支給。

技能労務職員等の昇格・昇給基準について

昇格については、単純労務職員の給与に関する規定により、その職務に対応した職務の級としていて、その勤務状況を勘案し決定します。また、昇給については、毎年1月1日に4号俸(平成22年度までは3号俸)、ただし、57歳を超える場合は2号俸(平成22年度までは1号俸)を標準として昇給します。

2. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

労務職員については、一般職への任用暫を行う予定である。その後は退職者不補充とし、新規の採用は行わないことにしている。

3. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

定員について

退職不補充としています。

給与について

国に準拠した取扱いとなっており、今後もその取扱いとしていくこととしています。

諸手当について

技能労務職に関わる手当については、通勤手当を除いては国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えておりません。

昇給のあり方について

新たな「人事評価制度」を導入することとしていて、技能労務職についても、その制度運用により昇給等を行うこととしています。

4. その他

特になし